

平成26年9月26日

京田辺市長 石井 明三 様

京田辺市ごみ減量化推進審議会
会長 寺島 泰



ごみ処理施設整備基本構想について（答申）

京田辺市ごみ減量化推進審議会では、平成25年12月から、ごみ処理施設整備基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に向けて、9回の審議を重ねてきました。

このたび、これを取りまとめましたので、次のとおり答申いたします。

記

基本構想を検討するに際しては、従前の審議会にて答申したごみの減量化、いわゆる3R（ごみの発生抑制、再使用、再利用）の実施を徹底した上で、中間処理、資源化、最終処分など、ごみ処理全般に渡って審議を行いました。

1. 新たな分別収集区分の設定について

本市においてごみの資源化が進んでいない原因としては、その他プラスチック製容器包装類（以下「その他プラ容器」という。）や古紙類の分別に取り組んでいないことが一因と考えられます。

ペットボトルを除くその他プラ容器の分別については、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号）や周辺自治体の実施状況などを勘案しても、その他プラ容器の分別に取り組む必要があると考えます。

なお、その他プラ容器の分別を行うためには、相応の費用を要しますが、これらの分別に取り組む事により、ごみ全体が減量された事例があるなど、その他プラ容器の資源化だけでなく、市民が目を向けることによって、ごみ全体の減量化に有効であることから、その他プラ容器の分別に取り組むことは妥当であると考えます。

古紙類については、引き続き地域での集団回収を推進し、集団回収が困難な一部地域については、民間の古紙回収業者等の活用を含め、行政による回収を検討するよう求めます。

平成24年8月に、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(平成24年法律第57号)が施行されました。京田辺市においては、対象16品目(レアメタル含有製品等)について、平成26年10月1日より回収ボックスを市内5箇所に設置し、拠点回収を試行することから、その結果を踏まえて、本格導入されることを望みます。

2. ごみ処理施設（中間処理施設）について

ごみ処理施設（中間処理施設）は市民の生活環境の保全や公衆衛生を向上させる重要な施設です。そのため、確実に安定して処理出来るシステムを選択することになります。そこで前述の条件を勘案し検討した結果、熱回収施設（焼却、ガス化溶融等）が妥当であると考えます。

最終的な選定に際しては、環境面や経済面、また、循環型社会形成への貢献など、さらに幅広い視点から比較評価を行い決定するように求めます。

3. 甘南備園後継施設（施設更新）の適地について

甘南備園後継施設の適地については、①現甘南備園施設の位置、区域及び面積等について、旧田辺町企画小委員会での検討をはじめ、地元の合意形成や旧田辺町町づくり審議会の答申策定にあたって、十分な協議・検討が行われた経緯があること、②旧建設省計画標準（案）計画方針や国土交通省の都市計画運用指針の考え方（例えば「市街地から500m以上離れた場所」など。）も十分配慮されていること、③社会基盤（例えば「搬入道路や電気・水道」など。）が整備されている地域であることなどから、後継施設（施設更新）は、現甘南備園（拡張を含む。）の地域が最も適していると考えます。

4. ごみ処理広域化について

ごみ処理は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)で各市町村の“責務”とされており、ごみの適正処理について必要な措置を講じることや、ごみ処理事業の能率的な運営に努めなければならないとされています。また、国の「ごみ処理基本計画策定指針」(平成25年6月24日付け環廃対発第1306241号)では、環境保全対策や効率的な熱利用を促



進するために、「他市町村との連携等による広域的な取組」を進めることとされています。

こうした状況に対応するため、今回の審議の中では、京田辺市で単独処理した場合と広域処理を行った場合との比較検討を行いました。

検討の結果、広域処理を行うことにより、①環境保全性は、規模の大きな炉でより多くのごみ処理を行うことに伴い、燃焼の安定性が向上し、環境保全対策が容易になること、②資源循環性においても、発電等による効率的な余熱利用が可能になること、③経済性においては、施設整備費についてスケールメリットや国からの支援が受けやすくなること、維持管理費についても施設の集約化に伴う削減効果が期待できることなどから、広域処理の優位性が高いと考えます。

これらのことから、単に“技術的なシステムの選択”ということではなく、ごみ処理施設の抱えている今日的な課題や役割への対応など、幅広い見地に立って広域処理の具体化に向けた取組を進められて行かれることを望みます。

本審議会では、前述の4項目を主要な答申とし、これを踏まえた基本構想（案）について、別紙のとおり取りまとめを行いました。

市においては、この内容を十分に検討し、「ごみ処理施設整備基本構想」、さらには「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の速やかな見直しに向けて、市民に施策や施設整備の方向について丁寧に説明し、理解を求める中で取り組んで行かれるよう求めます。

以上